

第 85 号議案

加東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び加東市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

加東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び加東市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び加東市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例

(加東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 1 条 加東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 18 年加東市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第 3 項を削る。

(加東市廃棄物処理手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 加東市廃棄物処理手数料徴収条例（平成 18 年加東市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を削る。

別表第 1 中「注） この表は、旧滝野町区域については適用しない。」を削る。

別表第 3 一般廃棄物処理手数料の部可燃焼物の項及びプラスチック製容器包装の項中

「

301	20円
-----	-----

」を「

301	20円
201	15円

」に改め、同

表中「注） この表の種別のうちし尿汲取り以外は、旧滝野町区域については適用しない。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までに、第2条の規定による改正前の加東市廃棄物処理手数料徴収条例附則第4項の規定により引き続き適用されていた北播磨清掃事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年北播磨清掃事務組合条例第2号）第10条第1項第1号の規定により徴収した一般廃棄物処理手数料については、当分の間、第2条の規定による改正後の加東市廃棄物処理手数料徴収条例第2条第1項第3号の規定により徴収したものとみなす。

第 85 号議案 要旨

加東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び加東市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件（要旨）

1 改正理由

旧滝野町区域におけるごみ処理に関し、平成 31 年 3 月 31 日に北播磨清掃事務組合から脱退し、同年 4 月 1 日から市が主体となりごみ処理を行うため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

旧滝野町区域に係る経過措置を削ること。（附則第 3 項）

(2) 加東市廃棄物処理手数料徴収条例の一部改正（第 2 条関係）

ア 旧滝野町区域に係る各種手数料の適用除外の規定を削ること。（附則第 4 項並びに別表第 1 及び別表第 3）

イ 可燃焼物及びプラスチック製容器包装の一般廃棄物処理手数料に新たな単位及び金額を加えること。（別表第 3）

3 施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案																						
<p>○加東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（第 1 条関係） <u>（経過措置）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>この条例の第 9 条及び第 1 1 条の規定（し尿及び浄化槽に関するものは除く。）は、旧滝野町域には適用しない。</u></p> <p>○加東市廃棄物処理手数料徴収条例の一部改正（第 2 条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>（旧滝野町区域の特例）</u></p> <p>4 <u>この条例の規定にかかわらず、施行日の前日まで北播磨清掃事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年北播磨清掃事務組合条例第 2 号）の規定の適用を受けていた旧滝野町区域については、合併後も引き続き同条例の規定が適用されるものとする。ただし、同条例に規定のない事務については、この限りでない。</u></p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">一般廃棄物処理業許可申請手数料</th> <th style="width: 15%;">取扱区分</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>新規</td> <td>1 件</td> <td>5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>1 件</td> <td>5, 0 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table>	一般廃棄物処理業許可申請手数料	取扱区分	単位	金額		新規	1 件	5, 0 0 0 円	更新	1 件	5, 0 0 0 円	<p style="padding-left: 20px;"><u>（経過措置）</u></p> <p>2 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">一般廃棄物処理業許可申請手数料</th> <th style="width: 15%;">取扱区分</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>新規</td> <td>1 件</td> <td>5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>1 件</td> <td>5, 0 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table>	一般廃棄物処理業許可申請手数料	取扱区分	単位	金額		新規	1 件	5, 0 0 0 円	更新	1 件	5, 0 0 0 円
一般廃棄物処理業許可申請手数料	取扱区分	単位	金額																				
	新規	1 件	5, 0 0 0 円																				
	更新	1 件	5, 0 0 0 円																				
一般廃棄物処理業許可申請手数料	取扱区分	単位	金額																				
	新規	1 件	5, 0 0 0 円																				
	更新	1 件	5, 0 0 0 円																				

	変更	1件	5,000円
--	----	----	--------

注) この表は、旧滝野町区域については適用しない。

別表第3 (第2条関係)

名称	種別	取扱区分	単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一般廃棄物 処理手数料	可燃焼物	市が処理するもの	451	30円
			301	20円
	プラスチック 製容器包装	市が処理するもの	451	30円
			301	20円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注) この表の種別のうちし尿汲取り以外は、旧滝野町区域については適用しない。

	変更	1件	5,000円
--	----	----	--------

別表第3 (第2条関係)

名称	種別	取扱区分	単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一般廃棄物 処理手数料	可燃焼物	市が処理するもの	451	30円
			301	20円
	プラスチック 製容器包装	市が処理するもの	201	15円
			451	30円
	プラスチック 製容器包装	市が処理するもの	301	20円
			201	15円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)